

映画好調で注目が集まる 「教誨師 ～その知られざる職業～」

受刑者に寄り添い、心の救済に努める「教誨師」とは何か

石塚 伸一：龍谷大学犯罪学研究センター長／法学部教授

「教誨師」という映画が公開された。故大杉漣プロデュース・主演の遺作で、佐向大が監督・脚本の作品である。いわゆる「死刑囚」（法的には「死刑確定者」）の執行にいたるまでの心に寄り添うキリスト教宗教者の教誨活動をオムニバス風に描いた作品だ。評判は、なかなかいいようである。

作品の評価については、専門家にお任せするとして、40年以上、犯罪や刑罰の問題を研究してきた者としては、罪を犯した人の矯正や更生保護に寄り添い、最期を看取ってきた「教誨師」という一般にはあまり知られていない職業の存在が、多くの人に知られることは喜ばしいことである。

「教誨師」の存在が知られるようになったのは、ノンフィクション作家の堀川恵子の作品『教誨師』※1（講談社2014年）が契機であった。この作品は、同年、城山三郎ノンフィクション賞を受賞し、その後も版を重ねて、文庫（2018年）になっている。

長年、教誨師として、死刑囚に寄り添い、執行直前の教誨に立ち会い、棺前教誨（一般にいう「葬儀」）で彼らを見送った、浄土真宗本願寺派の僧侶渡邊普相からの聴取り調査をもとに、人が人の生命を奪う死刑という法制度を考察している。作者は、渡邊の「わしが死んでから世に出して下さいの」という遺言を守り、死の一年後に同書は出版された。お読みいただくのが一番なので、余計な評論は避けることにする。※2

浄土真宗本願寺派を母体とする龍谷大学は、研究や教育を通して「教誨師」と深く関わってきた歴史があり、いまでも罪を犯した人への対人支援を基軸とする、国内でも稀有な研究センターを持っている。

本紙では、罪を犯した人と向き合い、時には「死んでいく」ことを手伝うことになる過酷な職業でありながら、あまり知られていない「教誨師」の歴史や意義について、私自身の体験も交えて紹介する。



※1 広島県出身。テレビの報道記者・ディレクターを経て、フリーのディレクターとして映像番組を制作するとともに、地道な取材に裏付けられた著作を発表している。死刑囚永山則夫に関する一連の作品（『死刑の基準—『永山裁判』が遺したもの』日本評論社：2009年、『裁かれた命 死刑囚から届いた手紙』講談社：2011年、『永山則夫 封印された鑑定記録』岩波書店：2013年）や被爆都市広島を描いた作品（『原爆供養塔 忘れられた遺骨の70年』文藝春秋：2015年、『戦禍に生きた演劇人たち：演出家・八田元夫と「桜隊」の悲劇』講談社、2017年）で、第32回講談社ノンフィクション賞、第10回新潮ドキュメント賞、日本記者クラブ賞特別賞、第47回大宅壮一ノンフィクション賞などを受賞している。

※2 なお、同書の「解説」を書かせていただいているので、ご参照いただければ幸いです。

CONTENTS

P.01	1. 教誨とは何か	教誨師は世界中に存在する 公務員だった日本の宗教教誨師 教誨師は公務員からボランティアへ 宗教教誨と自由と制限
P.03	2. 浄土真宗と教誨	日本に継承されたドイツの「監獄法」 刑務所も救済施設になるべき 学科教育でもあった教誨 財政上の都合から、教誨師派遣は東西本願寺だけが残った 法律と憲法で分かれる教誨への評価
P.05	3. 龍谷大学と教誨	教誨から矯正への拡がり 龍谷大学矯正・保護課程の発足 国内でも稀有な研究センター
P.06	4. 教誨とわたし	教誨との出会い 龍谷大学での出会い 死刑と教誨 善意であること、悪意であること

1. 教誨とは何か

教誨師は世界中に存在する

それでは、まず、「教誨」と「教誨師」という言葉について説明しよう。

教誨とは、「教えさとすこと」。刑事施設においては、被収容者（受刑者、被告人、被疑者、死刑確定者など刑事施設に収容されるすべての人）の徳性の育成や精神的救済を目的として行われる活動である。

教誨師とは、英語ではチャプレン（chaplain）と呼ばれ、教会・寺院に属せずに施設や組織で働く、牧師・神父・司祭・僧侶等の聖職者をいう。語源としては、施設に設置されたチャペル（chapel）で働く聖職者という意味であった。必ずしも、キリスト教の宗教者には限らず、公共的施設・組織に所属するユダヤ教のラビ、イスラム教のイマーム、仏教の僧侶などあらゆる聖職者も教誨師と呼ばれる。英語圏には、刑事施設だけでなく、軍隊、警察、消防、学校、病院、組織キャンプ、結婚式場などにも教誨師はいる。

刑事施設の教誨師を特に「刑務所教誨師（prison chaplain）」と呼ぶことがある。

公務員だった日本の宗教教誨師

1908（明治41）年制定の『監獄法』（明治41年3月28日法律第28号）は、「受刑者ニハ教誨ヲ施ス可シ」（第29条）と規定し、監獄（いまの「刑務所」「拘置所」など）には官吏（公務員）として2名教誨師を配置し、受刑者に宗教教誨を受けることを義務付けていた。その経緯については後述するが、その宗派は、浄土真宗の本願寺派（西本願寺）と大谷派（東本願寺）であった。



本願寺

教誨師は公務員からボランティアへ

第二次大戦後は、1947年（昭和22）年5月3日施行の『日本国憲法』（昭和21年11月3日公布）が、信教の自由を保障し、国およびその機関の宗教的活動を禁じている（第20条）※3 ことから、国は、刑事施設で宗教教誨を行なうことができないと考えられた。しかし、被収容者の宗教的欲求を満たすことは、信教の自由を保障した日本国憲法の要請である。

これに応えることは、国の機関の義務である。しかし、国の施設である刑事施設の職員は、憲法上の制約があるので、被収容者の宗教的欲求に、応じることはできない。そこで、被収容者の宗教的欲求に応えるため、民間篤志である宗教家に協力を求めた。その結果、現在では、各刑事施設では、多様な宗派の宗教家が、ボランティアで宗教活動を行っている。

このように宗教家が刑事施設内で行う宗教活動を「宗教教誨」と言い、施設からの要請を受けて教誨を行っている宗教家を「教誨師」と呼ぶ。

現実の宗教教誨は、宗教の「こころ」を丁寧に教え諭すことであり、刑事施設の被収容者に対し、各教宗派の教義に基づいて、徳性の自発的発露を促していく活動である。その実施形態によって、集合教誨、個人教誨、忌日教誨などに区分される。宗教行事として、仏教では花まつり、彼岸会、盂蘭盆会、キリスト教ではクリスマス会など、教宗派ごとにさまざまな行事が行われている。物故者については、「棺前教誨」と呼ばれる実質的な葬儀が行われている。オウム真理教関連者の執行で物議を醸したが、遺体はご遺族に引き渡される。希望者がなければ、火葬した後、施設や宗教施設で一定期間預かって、無縁仏として葬られる。

教誨師の中には、刑事施設から委嘱を受けて、宗教教誨以外にも、相談助言、クラブ活動、講話、教養講座、入所時または釈放前の指導などの講師として、被収容者の改善更生や心情的安定、あるいは社会復帰に資する活動を行っている人もいる。

なお、それぞれの施設からの任命がないと教誨師の職務を行うことはできないが、篤志面接委員として、被収容者の宗教的支援にかかわっている宗教家等もいる。

宗教教誨と自由と制限

1908（明治41）年制定施行の『監獄法』を100年ぶりに全面改正した『刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律』（平成17年5月25日法律第50号）（以下「処遇法」という）の第67条は、一人で行う宗教上の行為について、被収容者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、これを禁止し、または、制限してはならない。ただし、刑事施設の規律や秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、制限することもできる、としている。

また、第68条は、宗教上の儀式行事および教誨について規定し、刑事施設の長は、被収容者が、民間の篤志家である宗教家の行う宗教上の儀式行事に参加し、あるいは、宗教家の行う宗教上の教誨を受けることができる機会を設けるように努めなければならない（1項）。また、刑事施設の長は、刑事施設の規律および秩序の維持その他

※3 日本国憲法は、第20条で「①信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、または政治上の権力を行使してはならない。②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式または行事に参加することを強制されない。③国およびその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」として信教の自由を手厚く保障するとともに、第89条において「公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは維持のため、または公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用に供してはならない」と規定して、厳格な政教分離を宣言している。

管理運営上支障を生ずるおそれがある場合には、被収容者に前記の儀式行事に参加させず、または、同項に規定する教誨を受けさせないことができる（2項）としている。

信教の自由は、憲法の規定する基本的人権の中でも最も重要な内心の自由および表現の自由にかかわるものであるから、第67条および第68条の制限は、施設の規律・秩序の維持その他施設の管理運営を害する「明白かつ現在の危険」がある場合における「必要な最低限度の制限」でなければならない。

2. 浄土真宗と教誨

日本に継承されたドイツの「監獄法」

プロイセン監獄学を日本に紹介し、監獄法の制定を主導したのは小河滋次郎である。小河は、1886（明治19）年、東京帝国大学在学中に監獄学に興味をもち、ドイツに留学した。帰国後、内務省に入省し、警保局に配属され、各地の典獄（いまでいう「刑務所長」）※4 を務めた。監獄事務の司法省移管の後も、司法省監獄局の要職を歴任し、1908年『監獄法』の起草に際し、重要な役割を果たした。※5

明治政府は、ドイツからゼーバッハ（Hans Kurt von Seebach）※6 を招聘し、監獄官練習所※7で監獄学を講じさせた（矯正協会編「クルト・フォン・ゼーバッハ近代監獄制度の指導者」1985年／「内務省獄務顧問クルト・フォン・ゼーバッハについて」1992-93年 根本敬彦）。練習所は、不平等条約の改正のため幹部職員の教養を高めるために設置されたものであった。

小河は、ゼーバッハの講義を翻訳し（「独逸監獄法講義」1891年 クルト・フォン・ゼーバッハ）、自らも『監獄法講義』（「監獄学」1894年 小河滋次郎）を執筆した。※8 こうして、ドイツ監獄学は、ゼーバッハと小河によって日本に継受された。

刑務所も救済施設になるべき

教誨は、ドイツ語でSeelsorge、教誨師はSeelsorgerである。Seelは「こころ」（英語のsoul）である。語義としては、心のある場所である「海に向かうzu See」という意味から発している。Sorgeは、古ゲルマン語のsor(a)gaに由来し、後にゲルマン共通語になった。英語のsorrowに相当する。何かを達成または排除しようとして努力することである。したがって、教誨には、「こころ」の問題に「配慮」を及ぼし、その苦悩を排除するという意味がある。※9

※4 当時、典獄は内務省に所属し、県知事に続く地方内務省職員中、次席であり、県知事出張中は県知事の代行を務めた。

※5 小河滋次郎（1863～1925年）は、大学で監獄学の教鞭をとるなど、監獄学の体系化に貢献したが、その後、管理の職を辞して大阪に移り、社会事業協会の起すなど、日本の社会福祉事業の組織化に貢献したほか、国立感化院の設立、現在の民生委員制度の先駆である方面委員制度の創設にも寄与している。死刑廃止論者としても知られる。

※6 クルト・フォン・ゼーバッハ（1859～1891）は、ドイツのエアフルト生まれ。1889（明治22）年に来日し、内務省獄務顧問として国立監獄官練習所で教鞭をとった。1891年10月、32歳の若さで病死した。

※7 内務省は、1890（明治23）年に監獄官練習所を開設し、一時期、警察監獄学校と名称を変更したが、司法省移管後も存続し、刑務官練習所と改名して1947年まで幹部養成を続けた。

※8 小河は「著者力直接二得タル監獄学上ノ知識ハ先師ゼーバッハ先生ノ恵ニ頼ルモノ最モ多シ」（小河：1894、7頁）としている。

※9 語源については、Paul, Herman, Deutsches Woerterbuch 7. Aufl., 1976: Tuebingen, S.587-588 ; S.611. を参照。

広い意味での教誨は誰にでもできるが、狭い意味での教誨、すなわち「職業としての宗教教誨」は、一定の方法的自覚のもとで行われるものでなければならない。※10

19世紀後半、プロイセンの軍隊は、福音派の教会と深く結びついており、行刑とも密接なつながりをもっていた。「罪人は、神の言葉によって救済される」と信じられていたので、刑務所（Strafanstalt）も救済施設（Heilanstalt）になるべきとされた。※11 他方で、行刑の機軸は、軍隊流の統制であったから、監獄における囚人の改善は、「説教（宗教教誨）」と鞭（軍事教練）」と思想的に密接に結びついており、礼拝への参加が鞭打ちによって強制されていた。



学科教育でもあった教誨

日本では、1881（明治14）年3月の『傭人設置程度並ヒニ傭人分課例』の「教誨師、改過遷善ノ道ヲ講説シテ囚徒ヲ教誨ス」で、法文上に初めて教誨の文字が現れた（「犯罪と非行」第156号 青少年福祉センター編：2008年、68頁、近藤哲城）。同年9月に『改正監獄則』（明治14年）が施行され、「已決囚及ヒ懲治人教誨ノタメ、教誨師ヲシテ悔過遷善ノ道ヲ講セシム」として教誨を奨励したが、このころの教誨には宗教教誨だけでなく、学科教育の意味も含まれていた。同第94条には『懲治人ニハ毎日三四時間読書習字算術度量図等ノ科目中ニ就キ、之ヲ教フヘキモノトス』という条項があった。

1903年に監獄官制が發布され、教育担当の教誨職を置くことが規定されて、宗教教誨と学科教育が分化した。

財政上の都合から、教誨師派遣は東西本願寺だけが残った

当時、監獄費は、地方庁支弁であったため、教誨師を任用した監獄は、財政上の理由で数か所に過ぎず、多くの府県は経費軽減のために各宗の本山に常駐の教誨師の派遣を依頼した。

1889年『監獄則』（明治22年）が再び改正されて、教誨師は他の監獄職員と同様、毎日出勤し、その分掌事務を担当することになった。常勤となっても依然として本山からの派遣の形を取り、その俸給も本山が負担していたため、各宗派は派遣を止めていき、最終的に東西本願寺の教誨師だけが残った（「犯罪と非行」第156号 青少年福祉センター編：2008年、69頁、近藤哲城）。

法律と憲法で分かれる教誨への評価

1908年に制定・施行された『監獄法』第29条は、「受刑者ニハ教誨ヲ施ス可シ其他ノ在監者教誨ヲ請フトキハ之ヲ許シコトヲ得」とし、明文で教誨を認めた。小河滋次郎は、「受刑者ニ対シテハ、強制的ニ教誨ヲ施スヲモツテ本則トシ、ソノ他ノ在監者、スナワチ被告人、労役者等ニツイテハ任意的、スナハチ請願ヨリ監獄ニオイテ施行シツツアルトコロノ教誨ヲ受ケシムルコトヲ許可シ得ルモノトスル」と注釈している（『監獄学』1894年860～861頁 小河滋次郎）。受刑者に対しては、教誨の強制が必要であると解されていた。

※10 Evangelische Konferenz fuer Gefaengnisseeleorge in Niedersachsen und Bremen [Hrsg.], Gefaengnisseeleorge: Eine Anleitung zur Selbstreflexion Orientierungshilfeを参照。

※11 Carl Wilhelm Haenell, System der Gefaengniskunde, Goettingen, 1866, S.43.

『大日本帝国憲法』第28条は、「臣民タル義務ニ背カサル限りニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」とし、信教の自由を認めていたが、この権利は受刑者には認められなかった。小河は、「教誨師ハ之ヲ或ル一定ノ宗派ニ属スル宗教家ヨリ採用スルコトヲ妨ケス、国家ノ眼中宗教アツテ宗派ナシ、苟モ認メテ以テ教養感化ニ効アルヘシトナラハ宗派ノ異同ノ如キハ深く之ヲ顧慮スルノ必要ナシト謂フヘシ」と述べて、一施設一宗派の教誨が効果的であるという持論を展開した（『監獄学』1894年862～863頁 小河滋次郎）。

このようにして、戦前の日本では、監獄内の公務員として、東西本願寺の僧侶が教誨師として常駐することになったのである。

3. 龍谷大学と教誨

教誨から矯正への拡がり

前述のように、憲法は、すべての人に信教の自由を保障しており、それは刑務所、拘置所、少年院等の刑事施設に収容されている人もその例外ではない。しかし、国の施設である刑事施設の職員が、被収容者の宗教的欲求に応えることは、法律上も、事実上も、不可能である。そこで、憲法の要請である信教の自由を保障し、被収容者一人ひとりの宗教的欲求に応えるため、民間篤志家（ボランティア）である宗教家の協力が必要になる。

それでは、それまで公務員として刑務所に勤めていた教誨師はどうなったのであろう。僧侶として寺など宗教関連施設に戻った人もいた。これまでとは全く別の職を得た人もいた。戦前の教誨師は、宗教教誨だけでなく、一般教誨の枠組みで教科教育や人生相談に乗っていた。そこで、彼らの中には、従来働いていた刑務所や少年院で刑務官や法務教官などとして矯正の現場を活躍の場を選んだ人たちがいた（沢井岱義「刑務所教育部の理想と現実」1954年）。そのような先駆者たちの薫陶良しきを得て、犯罪や非行をおかした人たちの更生を支援する職を選んだ人たちがいた。

龍谷大学矯正・保護課程の発足

そこで、龍谷大学は、1952（昭和27）年、教誨師の養成を主に目的とする「矯正講座」を文学部に設置した。しかし、長続きせず、1958年で講座は途切れた。1973年、浄土真宗本願寺派の要請を受け、「教誨百年」を期に「宗教教誨制度の諸問題」について研究を開始した。さらに、1977年には法学部を中心に大宮学舎と

深草学舎で2単位講義3科目の特別講座が発足し、その後、科目を増設して、特別研修講座「矯正課程」と名称を変更した。1984年には研究会を「矯正・保護研究会」に改称した。なお、この年には、元法務教官で、退職後は教誨師でもあった沢井岱義から、巣鴨プリズン等の矯正資料が寄贈された。1995（平成7）年には、更生保護関連の科目も増設し、講座名を「矯正・保護課程」に改称し、全学的な運営体制が確立した。



重要文化財に指定される建造物のある龍谷大学大宮学舎

国内でも稀有な研究センター

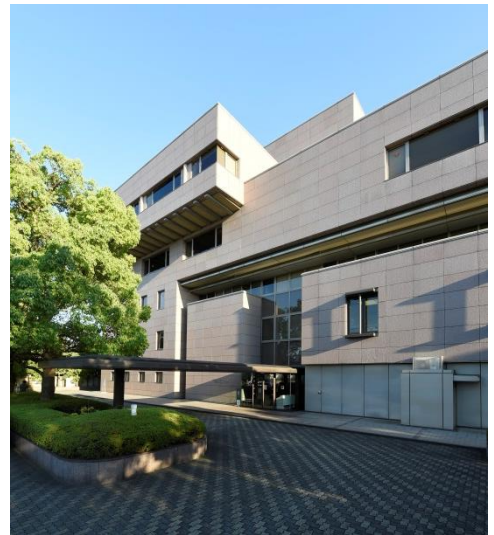
2001年、人間・科学・宗教総合研究センターに設置された研究プロジェクト選定委員会によって文部省学術フロンティア（AFC）推進事業に「矯正・保護研究センター」として申請することが認められ、「矯正・保護研究センター」が設置され、2002年、文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業として「龍谷大学矯正・保護研究センター」が採択され（2006年度まで）、2007年には、継続採択された（2009年度まで）。2010年4月には、研究・教育・社会貢献を総合的に実施する「矯正・保護総合センター」を開設した。

2016年6月、犯罪予防と対人支援を基軸とする「龍谷・犯罪学」を構築し、日本国内だけでなく、広く世界に海外にアピールする「龍谷大学犯罪学研究センター」が発足し、同年11月、文部科学省私立大学研究ブランディング事業に採択された（2020年度まで）。

なお、1998年には龍谷大学校友会矯正施設支部「ぎんなん会」、2001年には同教誨師・篤志面接委員支部（桐友会）を設立した。2017年7月には、大谷光真浄土真宗本願寺派前門主を招聘し、公開シンポジウム「宗教教誨の現在と未来～日本人の宗教意識～」を開催した。



ぎんなん会



龍谷大学 犯罪学研究センターがある紫光館

4. 教誨とわたし

教誨との出会い

わたしと宗教教誨との出会いは、前任の北九州市立大学に在籍していた1990年代、小倉にある栄法山西蓮寺の住職・黒田秀之氏と知己を得たことにはじまる。

当時わたしは、学生たちとある死刑事件を追いかけていた。事件は、無期仮釈放中に殺人を犯し、福岡地裁小倉支部で死刑の判決が言渡され、弁護人が控訴した事案だった。ところが、数週間後に自ら控訴を取下げ、死刑が確定。弁護士会に人権救済を申立て、刑事確定訴訟記録を閲覧し、控訴取下げ無効確認の訴訟や再審請求をした（「刑事政策のパラダイム転換―市民の、市民による、市民のための刑事政策」現代人文社 1995年 石塚伸一）。当時、黒田さんは、教誨師をされており、死刑確定者の心情を理解されていたので支援活動に協力していただくことになった。ところが、黒田さんは、1992年に直腸癌の手術を受け、1993年には肝臓癌が発見され、1994年に癌が肺に転移していることを告げられていた。黒田さんは、人間は、死に直面すると、「生きることを大切に」する。今日一日を精一杯しっかりと生きようとする。「癌になって、よかった」とおっしゃった。死刑の宣告を受けた人にも、死刑の判決を受けてよかった、と思えるようになってほしいとおっしゃっていた（「癌になってよかった―いのちかがやけー」探究社 1995年 黒田英之）。

龍谷大学での出会い

1998年に龍谷大学に赴任し、爾来、刑務官や教誨師などを養成する矯正・保護課程の運営に携わったことから、本派の関係者の方々ともおつきあいができた。全国教誨師連盟のお手伝いもさせていただいた（教誨マニュアル編集委員会：2017年）。

教誨とは、受刑者等が改善更生し、社会に復帰することを支援する仕事である。社会復帰のためには、たしかに、改善教育や就労支援のような即効性のある支援も必要である。しかし、自らの罪を悔い、反省し、罪を償って、新たな気持ちで生きていく心を、時間をかけて、育てていくことが肝要である。迂遠のようだが、このような努力を気長に重ねていくことが、ほんとうの支援といえるのかもしれない。

死刑と教誨

ところが、死刑の教誨は特殊である。本来、「生きていく」ところを説くはずの教誨師が、「死んでいく」ことを手伝うことになるからである。「生と死」という相矛盾するベクトルは、個人の中で葛藤を産み出し、その爆弾は、恐怖の中で日々大きくなっていく。わたしの付き合った死刑囚は、つぎのように語った。

「控訴をとりさげたときにですね。死ぬと決めたんですね。だから、ご飯なんかもできるだけ食べないようにするんですね。でも、身体はね、生きたいと、こう生きようとするんで、おなかが減って、ご飯を食べるんですね。もう、自分の中でわけがわからなくなって、頭が痛くて、ゲーってなるんです。そんなとき、いっそ死にたいと思って、死刑にしてくれて、大臣に手紙を書きついたら、それはできないって言われて・・・」

死のうという決意と生きようとする肉体が個人の中で葛藤して爆発しそうになる。粗暴になる人もいますが、無口になる人もいる。果ては、精神に支障を来し、泣きながら笑うような激しい気分の起伏を来す（「死刑囚と無期囚の心理」金剛出版 1974年 小木貞孝）。

この矛盾した職責を引き受ける死刑教誨師は、確定者の心にある爆発しそうな荷物の一部を受け、分かち合い、擁護かかえる。おそらく、受け止めることができるのは、信仰を持ち、伝導を一生の仕事としているからであろう。

それを見守る刑務官たちは、その荷をできるだけ一緒に担がないようにして自らを守っている。しかし、耐えられる人ばかりではない。心に病を抱えたり、職を退いたり、自らを犠牲にしたり、その生き方はさまざまである（映画「休暇」2008年：原作 吉村昭）

その荷物をさらに重くしているのが、沈黙という公務員の義務である。矯正では、死刑に関する一切のことを「ヤバいもの」として扱う。一度、執行に立会った職員にとっては、その経験は一生涯口外の許されない秘密になる。

一部の例外を除いて、歴代の法務大臣も、検察官も、法務官僚も、刑務官も、執行については一様に口を閉ざし、民間の教誨師にも沈黙を強制してきた。しかし、『教誨師』の中では沈黙を破り、著者である堀川氏を通じて、わたしたちに遺言を残して逝った。わたしたちが手渡された荷物の一部は、いままで関係者の中で囁かれていたこともあるが、はじめてのことも少なくない（「生きることの意味」2017年 平野俊興 41～52頁所収）。

龍谷大学に赴任して20年。いろいろな人と出会い、いろいろ勉強させていただき、「人間は、背負っていた、いや、背負いきれなかった荷物を降ろして逝く。手渡されたことに気づいた人は、悪人になる。」と思うようになった。

善意であること、悪意であること

わたしたちは、刑によって治安を維持する時代に生きている。そして、その刑事司法が多くの人たちによって担われ、深い苦悶をうみだしている。にもかかわらず、わたしたちは、ほとんど事実を知らず、深い罪に蓋をしていてくれる人たちの上にのうのうと胡座（あぐら）をかいている。

法の世界では、善意とは知らないこと、悪意とは知っていることを意味する。これは、「善意（guter Glaube）」とはラテン語のbona fidesに由来し、元来は、誠意とか、聖心といった倫理的・道徳的な意味をもつ概念である。これに対し、「悪意（boeser Glaube）」は、mala fidesに由来し、奸計とか、邪気とかいった非難に値する背信的な含意をもった言葉である。しかし、ローマ法を継受する中でドイツは、法と宗教・倫理を峻別し、宗教的・倫理的意味合いを法から徹底的に排除した。悪意とは「知」、善意とは「不知」の意味に脱宗教化・脱倫理化したのである。

法の世界においても、「悪意とは知ること。善意とは知らざること。自らの罪業に気づかぬ人は善人。己の罪深さを知りながら賢明に生きるのが悪人」。だから、「善人正機す。いはんや悪人をや」ということになる。

むすびに代えて

わたしは、『教誨師』に残された遺言書を宗教家や法律の研究者や実務家だけでなく、裁判員になるであろう、多くの市民のみなさんに読んでいただきたいと思います。いま、この国で、みなさんの平和と安全を護るために、こんなに多くの人たちが悩み苦しんでいます。わたしたちは、この現実の幾ばくかでも知り、悪人とならねばなりません、それが、渡邊普相という教誨師がわたしたちに手渡していった荷物だからです。

【参考文献】

- ・ 赤池一将＝石塚伸一編著『世界の宗教教誨（龍谷大学社会科学研究所叢書117号）』（本願寺出版社：2017年）
- ・ 赤池一将＝石塚伸一編著『矯正施設における宗教意識・活動に関する研究～その現在と歴史～（龍谷大学社会科学研究所叢書第91巻）』（日本評論社、2011年）
- ・ 石塚伸一「ドイツの宗教教誨」（赤池一将＝石塚伸一編著『世界の宗教教誨（龍谷大学社会科学研究所叢書100号）』（本願寺出版社：2017年）123～147頁所収
- ・ 石塚伸一「アムステルダムの奇跡の『神話』～自由刑における「しつけ」と労働の強制～」(徳田靖之＝石塚伸一＝佐々木光明＝森尾亮編著『刑事法と歴史的価値とその交錯：内田博文先生古稀祝賀論文集』（法律文化社、2016年）
- ・ 石塚伸一「宗教教誨における一宗派・強制主義について―プロイセン監獄学の日本監獄学への影響史の一断面―」（浅田和茂＝石塚伸一＝葛野尋之＝後藤昭＝福島至編著『村井敏邦先生古稀記念論文集』日本評論社：2011年）871～895頁所収
- ・ 石塚伸一『刑事政策のパラダイム転換―市民の、市民による、市民のための刑事政策』（現代人文社：1995年）
- ・ 小河滋次郎『監獄学』（警察監獄学会発兌：1894年；〔復刻版〕小野坂弘〔監修・解説〕『監獄学（一）（二）』（小河滋次郎監獄学集成、第1巻・第2巻）五山堂書店：1989年）
- ・ 小木貞孝『死刑囚と無期囚の心理』（金剛出版：1974年；〔新装版〕加賀乙彦著：2008年）
- ・ 教誨マニュアル編集委員会編『教誨マニュアル』（全国教誨師連盟：2017年）
- ・ 矯正協会編『クルト・フォン・ゼーバハ―近代監獄制度の指導者』（矯正協会：1985年）
- ・ 矯正図書館編『資料・監獄官練習所』（財団法人矯正協会、1977年）
- ・ 黒田英之『癌になってよかったーいのちがやけー』（探究社：1995年）
- ・ 近藤哲城『宗教教誨の変遷といま』（赤池＝石塚編著『矯正施設における宗教意識・活動に関する研究』日本評論社、2011年）97～111頁所収
- ・ 近藤哲城『宗教教誨の現状と課題―宗教教誨への理解を得るために』（『犯罪と非行』第156号、2008年）67～84頁所収
- ・ 沢井岱義『刑務所教育部の理想と現実』（『刑政』第65巻10号、1954年）30～33頁
- ・ 澤田東洋『囚獄の門―ドキュメント司法記者part2』（現代評論社：1985年）
- ・ クルト・フォン・ゼーバハ『獨逸監獄法講義』（監獄官練習所：1891年）
- ・ 根本敬彦『内務省獄務顧問クルト・フォン・ゼーバハについて（上）（下）』（『警察研究』第53巻12号、1982年）59～68頁および（同誌第54巻1号、1983年）47～65頁
- ・ 平野俊興『生きることの意味』（赤池＝石塚：2017年）41～52頁所収
- ・ 堀川恵子『教誨師』（講談社：2014年；〔講談社文庫〕2018年）
- ・ 吉村昭『プリズンの満月』（新潮社：1995年；〔新調文庫〕1995年）
- ・ 吉村昭『蜚』（中央公論：1974年；〔中公文庫〕1989年）
- ・ 龍谷大学矯正・保護総合センター「〔シンポジウム〕宗教教誨の現在と未来～日本人の宗教意識～」 <http://rcrc.ryukoku.ac.jp/news/detail.php?id=7105>
- ・ 龍谷大学矯正・保護総合センター <http://rcrc.ryukoku.ac.jp>
- ・ 龍谷大学犯罪学研究センター <https://crimrc.ryukoku.ac.jp>
- ・ 公益財団法人全国教誨師連盟 <http://kyoukaishi.server-shared.com>
- ・ 〔映画〕「教誨師」（監督・脚本：佐向大：2018年）
- ・ 〔映画〕「休暇」（原作：吉村昭；監督：門井肇；脚本：佐向大：2008年）

PROFILE



石塚 伸一（いしづか しんいち）

1954年東京都生まれ。中央大学法学研究科博士課程退学後、九州大学博士（法学）学位取得。北九州大学法学研究科教授を経て、1998年より本学法学部教授。現在、本学犯罪学研究センター センター長・弁護士（第2東京弁護士会所属）・日本犯罪社会学会会長。

主な著書：宗教教誨の現在と未来 矯正・保護と宗教意識／死刑の論点／薬物政策への新たな挑戦 日本版ドラッグ・コートを越えて ほか

主な出演番組：関西テレビ「報道プライムサンデー」討論コーナー（塀なき刑務所の意義と課題について） ほか

犯罪学研究センター概要

犯罪学（英：Criminology）とは、犯罪現象を科学的に解明し、合理的な犯罪対策を立案・実施することを目的とする学問です。実証的な犯罪学研究は19世紀後半のヨーロッパで始まり、現在では「クリミノロジー」「クリミナル・ジャスティス・システム」などとして、全世界の大学の学部・学科・大学院で研究・教育が進められています。日本は、犯罪統計上、対人口比の犯罪認知件数や刑務所人口が、世界で最も少ない国、言い換えれば、「犯罪の少ない国」「安心・安全な国」のひとつとされています。わたしたちは、このような日本社会の犯罪現象や刑事政策に関する情報を世界に発信し、かつ、様々な要望に応え得る犯罪学のエキスパートを養成しようとしています。わたしたちの目標は、犯罪現象を人間科学、社会科学、自然科学の観点から明らかにし、対人支援に基づく合理的な犯罪対策、すなわち「人にやさしい犯罪学」を構築することです。

龍谷大学概要

龍谷大学は、1639年に西本願寺境内に設けられた教育施設「学寮」を起源とする人文・社会・自然科学領域の9学部1短期大学部を擁する、約2万人の学生が学ぶ総合大学です。カリフォルニア州バークレーには教育・研究の海外拠点もあり、日々留学生や研究のサポートを行っています。世界39か国・142大学と国際交流一般協定、31か国103大学と学生交換協定を結び、毎年約600人の学生が留学を経験します。

本部機能は京都の深草キャンパス、学長は入澤 崇（いりさわ たかし）。

大宮キャンパス（京都）文学部（3、4年生）

深草キャンパス（京都）文学部（1、2年生）／経済学部／経営学部／法学部／政策学部／国際学部／短期大学部

瀬田キャンパス（滋賀）理工学部／社会学部／農学部

犯罪学研究センター紹介動画

<https://youtu.be/JBZ6OdC7X1g>



龍谷大学ホームページ

<https://www.ryukoku.ac.jp/>



【 当資料に関するお問い合わせ 】

龍谷大学 犯罪学研究センター Tel.075-645-2184 FAX.075-645-2240
E-mail crimrc2016@ad.ryukoku.ac.jp URL <https://crimrc.ryukoku.ac.jp/>